

1 e-Gov電子申請へアクセス

厚生労働省のホームページから、「テーマ別に探す」>「雇用・労働」>「雇用」トピックス一覧>「令和7年高年齢者・障害者雇用状況等報告の提出について」の順にクリックし、ページ内の「電子申請の方法（障害者）」から以下のページにアクセスします。

The screenshot shows the MHLW website with the following navigation path:

- トップメニュー: 本文へ, お問い合わせ窓口, よくある御質問, サイトマップ, 国民参加の場
- 検索: カスタム検索, 検索
- ヘッダー: 厚生労働省 (Ministry of Health, Labour and Welfare)
- メニュー: ホーム, テーマ別に探す, 報道・広報, 政策について, 厚生労働省について, 統計情報・白書, 所管の法令等, 申請・募集・情報公開
- パンくずリスト: ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 雇用分野のトピックス > 障害者雇用状況報告の電子申請による提出

障害者雇用状況報告の電子申請による提出

総務省のe-Gov電子申請システムを使用して申請します。一般の事業主の皆様はこちらのリンクからe-Gov電子申請にお進みください。

障害者雇用状況報告の申請手続きへ (雇用率算定に係る特例の認定を受けていない場合)

雇用率算定に係る特例の認定を受けている場合は、該当する特例の種類のリンクから手続きしてください。

- 障害者雇用状況報告（関係会社に係る特例の認定を受けた事業主用）の申請手続きへ
- 障害者雇用状況報告（関係子会社に係る特例の認定を受けた事業主用）の申請手続きへ
- 障害者雇用状況報告（特定事業主に係る特例の認定を受けた事業協同組合等用）の申請手続きへ

手続きの手順については以下の「申請の手順解説を見る（PDF）」をクリックしてご覧ください。

申請の手順解説を見る（PDF）

子供・子育て
福祉・介護
雇用・労働
雇用
人材開発
労働基準
均等

雇用率算定に係る特例を受けている場合のみ、該当する特例の種類のリンクからe-Gov電子申請にお進みください。

2 手続き情報画面

～申請にあたって、添付するエクセルファイルの入力から行います～

○障害者雇用状況報告書のファイルをダウンロードし、パソコンの任意の場所（デスクトップ等）に保存してください（ファイル形式は変更せず、「*.xlsm形式」のままにしてください。）。
毎年、申請書様式のバージョンチェックをしておりますので、昨年度以前のファイルは使用しないでください。

e-GOV 電子申請

マイページ 手続検索 手続ブックマーク 申請案件一覧 メッセージ 基本情報管理 お問い合わせ ヘルプ

障害者雇用状況報告

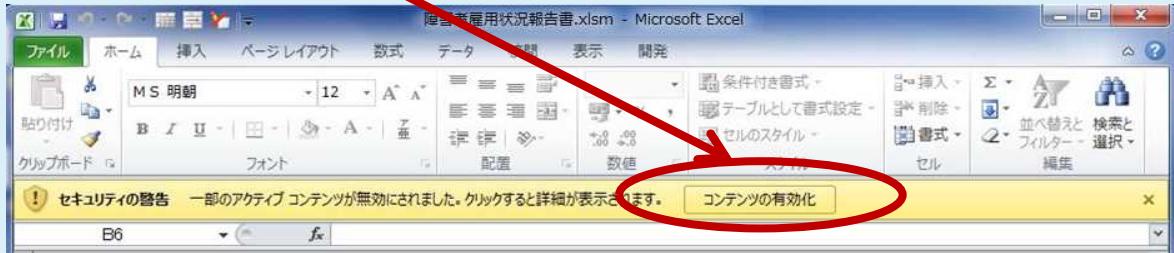
電子署名必要 GビズID電子署名省略可 ブックマーク

手続概要	一定規模以上の事業主は、毎年6月1日現在における障害者である労働者の雇用状況を報告する義務があります。
根拠法令	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条様式への記入・入力方法は最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。
電子申請方法別利用案内	<p>【注意】申請は必ず以下のエクセルを利用して下さい。（PDFや他のページでダウンロードした様式での申請は不可） 【電子申請の提出方法等】電子申請の提出方法については、以下のリンク先をご確認ください。電子申請の際は、GビズIDまたはe-Govアカウントを使用した電子署名が必要になります。GビズID申請・取得手続きの概要についてはデジタル庁ホームページをご確認ください。</p> <p>なお、「提出方法のご案内」が送付された事業所以外は、電子申請による提出を控えていただきますようお願いいたします。</p> <p>障害者雇用状況報告書 Excel</p> <p>電子申請の提出方法 PDF</p> <p>高齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告の電子申請による提出について</p> <p>GビズID申請・取得手続きの詳細については、デジタル庁ホームページをご確認ください。</p> <p>電子申請の方法や端末設定については、e-Gov電子政府利用支援センターへお問い合わせください。</p> <p>様式第6号（PDF形式）（裏面） PDF</p> <p>記入方法 PDF</p>
告知情報	<p>【手続対象者】企業全体の常用雇用労働者（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が40人（特殊法人にあっては、36人）以上の事業主が対象です。</p> <p>（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方は、短時間労働者（0.5人）となります。）</p> <p>【提出時期】6月1日～7月15日</p> <p>【手数料】無</p> <p>【相談窓口】事業主の主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）</p> <p>【審査基準】－</p> <p>【標準処理機関】－</p> <p>【不服申立方法】無</p> <p>【備考】－</p> <p>【別送書類】－</p> <p>【備考】障害者雇用状況報告の申請については、セキュリティ強化等により、報告書ファイルの形式変更を行いました。e-Gov電子申請審査システムによる申請を行う場合、Microsoft Excel 2010以降（最新のService Pack適用済）の製品を使用し申請してください。</p>

戻る 申請書入力へ

3 報告書ファイル

2でダウンロードしたファイルを開くと次のようなセキュリティの警告が表示されるので、「コンテンツの有効化」を選択します。



※ その他の警告メッセージが表示された場合の対処方法については、[11](#) をご確認ください。

コンテンツを有効化したら、ファイルに報告内容を入力します。

※入力内容については、電子申請方法別利用案内欄にある「記入方法」をご覧ください。

※ファイルのボタン機能については、次のページをご確認ください。

2

1

3

総ページ数

1 2

除外率設定あり 除外率設定なし

検査

申請された事業所が特種法人・独立行政法人の場合は「」を入力してください。
一般企業の場合は入力不要です。

安定所記載欄

様式第6号 (第4章関係) (日本産業規格A列4)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、
下記のとおり報告します。

令和 7年 6月 1日現在

法人名称 (ふりがな) 住 所 (1)事業の種類 (2)事業所の数

法人又は代表者 氏名 (TEL)

区 分 合 計 (4)適用事業所番号 (5)事業所の名称

(6)事業所の区分
1 特別子会社に含まれる事業所
2 指定就労継続支援A型事業所
3 上記1及び2以外

(7)事業所の所在地

1 内訳欄の設定の切替

対象様式

【様式第6号】 【様式第6号の2(1)] 【様式第6号の3(1)] 【様式第6号の4(1)]

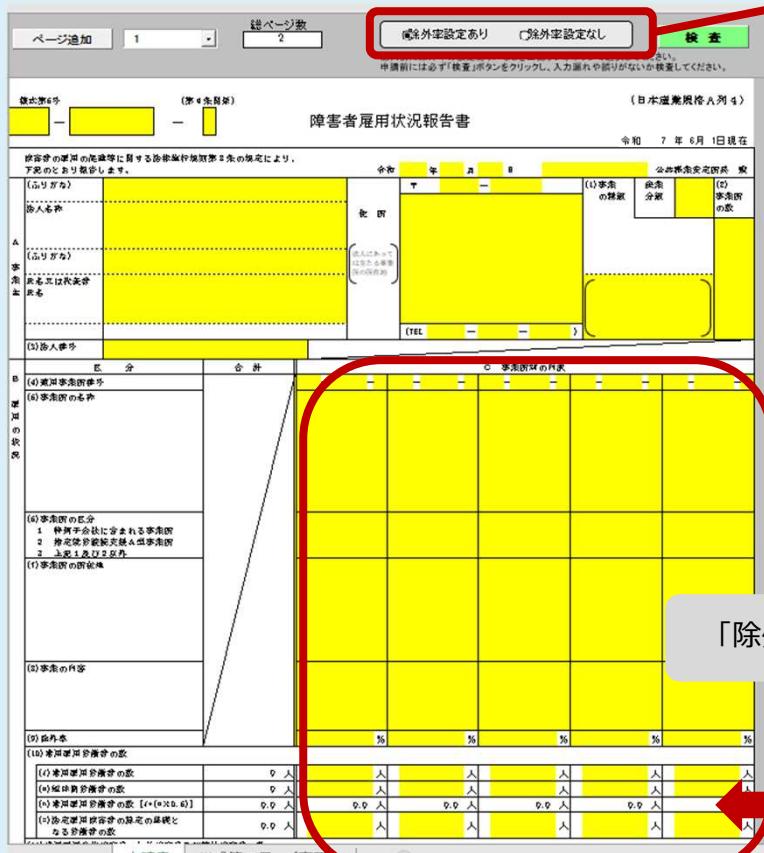
次のいずれかに該当する場合は、「除外率あり」を選択してください。

- ①除外率が設定されている事業所がある場合
- ②特例子会社の認定を受けている場合
- ③就労継続支援事業（A型）の事業所がある場合



②及び③の場合でも、「除外率設定あり、なし」の切替で内訳欄が表示されます。ご報告漏れのないようご注意ください。

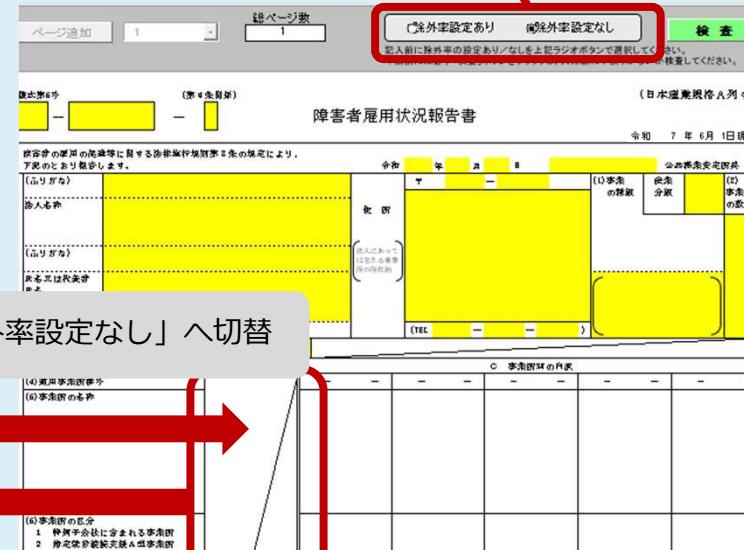
「除外率あり」選択時（内訳欄のみ記入）



除外率あり

「除外率設定あり、除外率設定なし」切替時に、
様式上の入力項目が切り替わります。

「除外率なし」選択時（合計欄のみ記入）



除外率設定なし

「除外率設定なし」へ切替

「除外率設定あり」へ切替

「除外率設定あり、除外率設定なし」切替時にクリアされます。

2 ページ追加

(様式【様式第6号】、【様式第6号の2(1)]、
【様式第6号の3(1)]、【様式第6号の4(1)]は「除外率設定あり」の場合のみ有効)

「c 事業所別の内訳」の報告対象はデフォルトで11件まで報告可能です。
報告対象を追加する場合、追加するページ数を選択後、「ページ追加」ボタンを押下することでページ追加が可能です。

例) 内訳欄にて報告する
事業所数が13件の場合
→ 1ページ追加する
必要があります。

旅客登録状況報告書(事業別)

旅客登録状況報告書(事業別)

1ページ追加

元々のファイルでは2ページ分
報告可能となっています。

3ページ目が追加されます

3 検査（必須）

ページ追加 1 総ページ数 2 除外率設定あり 除外率設定なし **検査**

記入前に除外率の設定あり／なしを上記ラジオボタンで選択してください。
申請前に必ず「検査」ボタンをクリックし、入力漏れや誤りがないか検査してください。

様式第6号 (第4系関係) 1301 - 987654 - 1 障害者雇用状況報告書 (日本産業規格A列4)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、
下記のとおり報告します。

(A) 事業主		会社名：こうろうでっこう かぶしきがいしゃ 法人名称：厚労鉄鋼 株式会社	会社名：すずき たろう 氏名又は代表者：鈴木 太郎	住所：東京都千代田区大手町〇-〇-〇 (個人にあっては主たる事業所の所在地)	会社名：(TEL 03-1111-1111)	会社名：5 (TEL 03-1111-1111)	会社名：鉄材の製造・販売
(B) 雇用の状況		区分：合計	○ 事業所別の内訳				
			1301-987654-1	1406-345678-2	1301- - -	1408-123456-3	1301-234567-4
		本社	平塚工場	横浜支店	鎌倉営業所	厚労サポート	

(3) 法人番号 1234567890123

入力完了後、「検査」ボタンを押下して
入力チェックを行ってください。

ページ追加 1 総ページ数 2 除外率設定あり 除外率設定なし **検査**

記入前に除外率の設定あり／なしを上記ラジオボタンで選択してください。
申請前に必ず「検査」ボタンをクリックし、入力漏れや誤りがないか検査してください。

様式第6号 (第4系関係) 1301 - 987654 - 1 障害者雇用状況報告書 (日本産業規格A列4)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、
下記のとおり報告します。

(A) 事業主		会社名：こうろうでっこう かぶしきがいしゃ 法人名称：厚労鉄鋼 株式会社	会社名：すずき たろう 氏名又は代表者：鈴木 太郎	住所：東京都千代田区大手町〇-〇-〇 (個人にあっては主たる事業所の所在地)	会社名：(TEL 03-1111-1111)	会社名：2 (TEL 03-1111-1111)	会社名：鉄鋼業 (1) 事業の種類 (2) 産業分類 (3) 事業所区分 1 特別子会社に含まれる事業所 2 指定就労継続支援A型事業所 3 上記1及び2以外	会社名：版田商 公共雇業安定所長 殿
(B) 雇用の状況		区分：合計	○ 事業所別の内訳					
			1301-987654-1	1406-345678-2	1301- - -	1408-123456-3	1301-234567-4	
		本社	平塚工場	横浜支店	鎌倉営業所	厚労サポート		
		6	7	8	9	10	11	
		東京千代田区大手町〇-〇-〇	神奈川県平塚市日出町△-△-△	神奈川県横浜市中区長者町？-？	神奈川県鎌倉市大船▲-▲	東京都千代田区大手町〇-〇-〇		

(6) 事業所の区分
1 特別子会社に含まれる事業所
2 指定就労継続支援A型事業所
3 上記1及び2以外

(7) 事業所の所在地

検査は正常に終了しました。

OK

検査が正常に終了した旨の確認メッセージが表示
されることを確認してください。

!
検査終了後は、報告書ファイルをパソコンの任意の場所（デスクトップ等）に保存してください。

ファイルを保存する際は必ず「Excelマクロ有効ブック(*.xlsm)形式」で
保存し、「xls」「xlsx」形式では保存しないでください。

4 手続き情報画面（つづき）

ファイルをパソコンに保存したら、手続き情報画面に戻ります。
手続き情報画面の「申請書入力へ」をクリックします。



e-GOV 電子申請

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

障害者雇用状況報告

電子署名必要 GビズID電子署名確認可 ブックマーク

手続概要	一定規模以上の事業主は、毎年6月1日現在における障害者である労働者の雇用状況を報告する義務があります。
根拠法令	障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第7項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条様式への記入・入力方法は最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。
電子申請方法別利用案内	<p>【注意】申請は必ず以下のエクセルを利用してください。（PDFや他のページでダウンロードした様式での申請は不可）</p> <p>【電子申請の提出方法等】電子申請の提出方法については、以下のリンク先をご確認ください。電子申請の際は、GビズIDまたはe-Govアカウントを使用した電子署名が必要になります。GビズID申請・取得手続きの概要についてはデジタル庁ホームページをご確認ください。</p> <p>なお、「提出方法のご案内」が送付された事業所以外は、電子申請による提出を控えていただきますようお願いいたします。</p> <p>障害者雇用状況報告書 Excel</p> <p>電子申請の手順解説 PDF</p> <p>高齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告の電子申請による提出について</p> <p>GビズID申請・取得手続きの詳細については、デジタル庁ホームページをご確認ください。</p> <p>電子申請の方法や端末設定については、e-Gov電子政府利用支援センターへお問い合わせください。</p> <p>様式第6号（PDF形式）（裏面） PDF</p> <p>記入方法 PDF</p>
告知情報	<p>【手続対象者】企業全体の常用雇用労働者（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が40人（特殊法人にあっては、36人）以上の事業主が対象です。</p> <p>（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方は、短時間労働者（0.5人）となります。）</p> <p>【提出時期】6月1日～7月15日</p> <p>【手数料】無</p> <p>【相談窓口】事業主の主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）</p> <p>【審査基準】－</p> <p>【標準処理機関】－</p> <p>【不服申立方法】無</p> <p>【備考】－</p> <p>【別送書類】－</p> <p>【備考】障害者雇用状況報告の申請については、セキュリティ強化等により、報告書ファイルの形式変更を行いました。e-Gov電子申請審査システムによる申請を行う場合、Microsoft Excel 2010以降（最新のService Pack適用済）の製品を使用し申請してください。</p>

戻る 申請書入力へ

e-Govログインページへ進みます。